

議案第75号

静岡市特別会計条例の一部改正について

静岡市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市特別会計条例の一部を改正する条例

静岡市特別会計条例（平成15年静岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(16) 静岡市立静岡病院事業債管理事業会計

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。